

互いに成長し合う事業の構築を目指し、管内6町と足並みを揃え、同大学との交流連携を進めていきます。



日本女子大学との
協定締結式

②日高地域公共交通確保対策協議会における協定締結

JR日高線の廃止に伴うバス運行に対し、JR北海道から日高地域広域公共交通確保対策協議会に支払われる支援金20億5500万円は、代替交通を行う事業者を支援するための経費及びその他代替交通の確保に要する経費に充てることを目的に支払われる支援金であり、管内7町共通の利益に資することを目的とするものです。

7町共通の利益を図ること、及び先に述べた目的に限つての運用が行われなければならないことを明確にするため、支援金

の運用について、管内7町による協定が締結されました。協定書には、支援金の使用は代替交通の確保に向けたものであることが規定され、運用について限定した目的が定められています。当該協定は、8月3日管内7町長が署名、捺印し締結されています。

4 第三セクター株式会社新冠ヒルズの事業経営

株式会社新冠ヒルズは、株主構成の変更に伴う民間活力の減退、類似施設の相次ぐ設立、そして時間の経過に伴う施設魅力の減少から入浴客数、宿泊客数共に減少が続いています。

利用客数の減少に伴い、株式会社新冠ヒルズの業績は悪化し、令和2年度決算においては、単年度赤字3470万円、累積赤字7784万円を計上することとなりました。経営の状況としては、債務超過に至る目前の状態であり、資金繰りの采配余地はない状況です。

私は、これまでの経営推移を繰り返し検証し、将来収支を協議しました。また、現状のコロナ禍という特殊な社会情勢と将来見込みなど、あらゆる条件を

押し測り、第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散を決議しました。

これまで関係してきた多くの方々の思いを考えたとき、この決断は正に断腸の思いであり、苦渋の決断です。しかし、これ以上の継続は、関係する機関に多大な迷惑をかける可能性があること、そして次世代の負担になり得ることなど、将来を見据え今回の決断に至りました。

今後、町は新たな指定管理先の模索を行うっていくことになり、新たな指定管理先である施設の運営体には、契約の関係に基づく独立事業体として適切な施設運営をしていただくことで、町民と利用者にとって適したサービスを提供できる経営能力と施設の魅力向上を担える営業能力を求めています。

第三セクター株式会社新冠ヒルズの事業経営についてご報告しましたが、この度の報告である株式会社新冠ヒルズの解散の決断は、設立者であり、議決権の過半数を有する町としての考えであり、その実現は、株主総会の決議による承認が必要であることをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

5 預託牛の脱柵について

5月13日、黒毛和種41頭を放牧している牧区において頭数を確認したところ、うち2頭が確認できませんでした。

牧区内を搜索した結果、水場の有刺鉄線が倒れ、近くには熊の足跡や糞があり、熊に遭遇し驚いて脱柵したことが想定されたことから、当日の午後より、二次災害を起こさないよう産業課が協力した中で人数を増やし搜索を開始したところです。

1頭については翌日、近隣の牛舎内にいるとの通報を受け、捕獲しましたが、もう1頭については、搜索の範囲を広げながら継続的に行つたものの、足跡や糞などの手掛かりがなく、現在も見つかっていない状況です。

このような中、預託入牧の際に義務付けさせています共済金の事務手続きが進み、不明牛の生死が明らかでない規定の日数を超過したことから、7月27日付で、みなみ北海道農業共済組合より共済金が預託者に支払われています。

死産共済の認定となつたため、搜索については打ち切りとし、預託者に対し説明及びお詫びを申し上げたところです。

教育長行政報告

1 教育委員会点検・評価報告書の提出について

今年度は、令和2年度に教育行政執行方針で掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について、内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、さらには、認定こども園保護者会に外部評価をいただきました。

令和2年度の教育行政の執行にあたっては、重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところであり、教育予算全体にわたりご配慮をいただいた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えています。

まず、管理課所管事務事業では、新学習指導要領に係わり、プログラミング教育の研修・研究の実施、1人1台端末などのICT機器の導入、朝日小学校への町費負担教職員の配置及び、認定こども園の園児数増加に対応した職員配置など、計画した環境整備に加え、それらを活用した教育活動の実践が図られたと考えています。

また、社会教育課所管事務事業については、オンラインを活用し、レ・コード館を中心とした特徴ある社会教育事業の実践、ふるさとの自然や歴史などの資源を活用した学習や体験機会の提供、さらには、体力向上やスポーツに親しむ機会の提供など、町民の皆さんのご協力をいただきながら、年間を通じた事業展開を図ることができたと考えています。

一方、新型コロナウイルス感染症への対策により、一堂に会する研修など、さまざまな教育活動の実践方策に関する課題、また、教育施設の老朽化対策に対応する、長寿命化計画の策定など、課題もありました。

教育委員会としては、評価の過程でいただいたご意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かしていくとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めていきたいと考えています。

2 新冠町小学校統合計画について

本計画は、昨年度に策定した「新冠町適正規模・適正配置基本計画」をより具体化したもので、基本計画の保護者・地域説

明会などのご意見を踏まえた上で、小学校の統合を推進するための方向性を示す「策定の趣旨」、「新冠町が目指す学校教育の姿」、「学校統合の基本的な考え方」の3項目と、具体的内容を示す「統合計画」の形式で策定しています。

まず、1点目の「策定の趣旨」では、児童にとつて望ましい教育環境を整えるため、今後の教育環境の変化などを考慮しながら、少人数・僅少学級の解消を第一とし、本町の将来を見通した学校統合の具体的な方向性を示すことを目的としています。

2点目の「新冠町が目指す学校教育の姿」では、教育基本理念である「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」を念頭に置き、子どもたちが未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を確実に身に付け、高めていく活力ある学校づくりを目指すとされています。

3点目の「学校統合の基本的な考え方」では、「少人数・僅少学級の解消」、「一貫性のある教育の構築」、「施設改築構想の推進」のため、準備組織において丁寧な協議を行い、統合準備を進めています。

次に、「統合計画」では、前段で説明した基本方向に基づき、小学校の統合を進めるための具体的な「統合年月日」、「統合の内容」、「具体的方策」、「推進体制」の4項目を方針化しています。

まず、1点目の「統合年月日」は、令和6年4月1日、2点目の「統合内容」は、新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合します。

次に、3点目の「具体的方策」では、統合による児童の不安や動揺の軽減を図ること。また、準備期間において、児童、教員、保護者間の交流活動を実施することを基本に、「学校運営」、「通学バス」、「学校施設・設備」、「災害等危機管理の対応」、「教員数と住宅の確保」、「学校給食」、「新しい学校づくり」の7項目を具体化することとしています。

4点目の「推進体制」では、教育委員会に統合準備組織として、町職員で構成する「学校統合準備室」と、各学校及びPTAで構成する「学校統合準備委員会」を設置し、計画を推進することとしています。